

## ロック Locke, John 1632 ~ 1704

イギリス啓蒙時代を代表する哲学者・政治思想家。

イギリス南西部サマセット州のリントンに生まれる。彼は当時の典型的なピュー・リタン(清教徒)の中流家庭で育ち、オックスフォード大学卒業後は、同大学の講師をしながら同時に医学を学んだ。生涯失わずに持ち続けた医学への関心は、観察と実験から認識は得られるとする経験主義の実証的方法を学ぶのに役立ち、彼の思想にも影響を与えている。

その後ホイッグ党の指導者アシュリー卿の侍医・顧問となった彼は、卿が失脚したため 1683 年オランダへ亡命し、名誉革命直後の 89 年に帰国するまで、研究生活の拠点をアムステルダムに据えた。帰国後は政府の要職に就く一方、『人間知性論』と『統治論』を公刊し、時代を代表する思想家として名声を確立した。

イギリス経験論の完成者としても名高い彼は、人の観念は生得的に得られるとするデカルトの考え方を批判し、「タブラ＝ラサ(白紙)」という概念を示している。すなわち、人間は生まれながらにしてもっている観念などなく、感覚をとおして自己の知識を獲得していくのだとして、全ての知識は経験から導き出されることを明確に論じたのである。

### Great Books 26 統治論(Two treatises of government)

『統治論』は、ピュー・リタン革命と名誉革命という二つの革命を経て、絶対王政から近代市民社会が成立してくるその過渡期に書かれた、近代民主主義思想の古典であり、ホッブズの『リヴァイアサン』と並ぶ重要著作である。

ロックの社会契約論は、ホッブズと同じように個人主義思想に立ちながら、それとは全く異なるものとなっている。彼は、ホッブズのように自然状態を無秩序とは考えず、むしろ理性に基づく自然法によって秩序づけられているとした。この状態で人間は自由平等であるが、自己の権利(自然権)を安全に保護するために、その権利の一部を放棄して国家(政府)に委ねなければならない。したがって、国家(政府)の役割は各自の自然権を守るためにあるのだから、もしも国家(政府)が権利を委ねた者の意志に反した行動をとったならば、その国家(政府)を否定することができる(抵抗権)。ロックはこうした経緯で市民的統治形態は成立すると考え、ホッブズの絶対的権力を保持する社会契約論とは反対の立場をとったのである。

また彼は、国家による権力の乱用を未然に防ぐためには権力を分立させる必要性を説き、特に立法権(国会)と執行権(政府)の分立を主張した。この権力分立論は、のちにモンテスキューによって「三権分立論」として完成された。

### Key Word 自然権・抵抗権

政治的権力を正しく理解し、それがよってきたところをたずねるためには、すべての人が自然の姿でどのような状態にあるかを考察しなければならない。すなわちそれは、人それぞれが他人の許可を求めたり、他人の意思に頼ったりすることなく、自然の方の範囲内で自分の行動を律し、自分が適当と思うままに自分の所有物と身体を処理するような完全に自由な状態である。

それはまた平等な状態でもあり、そこでは権力と支配権はすべて互恵的であって、他人より多くもつ者は一人もいない。なぜなら、同じ種、同じ等級の被造物は、分けへだてなく生をうけ、自然の恵みをひとしく享受し、同じ能力を行使するのだから、すべての被造物の主であり支配者である神がその意志を判然と表明して、だれかを他の者の上に置き、明快な命令によって疑いえない支配権と主権を与えるのでないかぎり、すべての者が相互に平等であって、従属や服従はありえないということは何よりも明瞭だからである。(中略)

すでに述べたように、人間は生来、すべて自由であり、平等であり、独立しているのだから、だれも自分から同意を与えるのでなければ、この状態から追われて、他人の政治的な権力に服従させられることはありえない。人がその生来の自由を放棄し、市民社会の拘束を受けるようになる唯一の方法は、他人と合意して一つの共同社会に加入し、結合することであるが、その目的は、それぞれ自分の所有物を安全に享有し、社

会外の人に対してより大きな安全性を保つことをつうじて、相互に快適で安全で平和な生活を送ることである。(中略)

人々が社会に入る理由は、その所有物の保全にある。そして、彼らが立法部を選挙しこれに権限を与える目的は、社会の全成員の所有物の番人や防壁として、社会の各部分、各成員の権力を制限し、その支配を適度に抑えるために法をつくり規則を定めることにある。(中略)

したがって、立法者が国民の所有物を奪い去り、これを破壊しようとするとき、あるいは国民を勝手気ままな権力のもとにある奴隷の状態におとしめようとするときには、必ず彼ら立法者は国民との戦争の状態に身を投ずることになり、このことによって、国民はもはやそれ以上のどんな服従からも解放され、そして神が力と暴力に備えて万人のために用意した共通の避難所へ逃れることになる。

したがって、立法部が社会のこの基本的な規則を犯し、国民の生命、自由、資産に対する絶対権力を、その野心や恐怖や愚かさや墮落から、みずから握ろうとしたり、あるいはだれか他人の手に委ねようとする場合には、つねに立法部はこの背信行為により、国民がそれとは全く反対の目的のために彼らの手にあずけていた権力を喪失することになるのであり、この権力は国民の手に復帰するのである。なぜなら、国民はその根源的な自由を回復する権利をもち、新しい立法部を樹立することによって、彼らが社会に身を置く目的である、自分たち自身の安全と保証のために備える権利をもっているからである。

<宮川透(訳)『世界の名著 27 ロック ヒューム』 中央公論社>

## ◆ *Great Books* 文献案内

- 📖 世界の名著 27 ロック ヒューム / 大槻春彦(編)  
中央公論社 1968年刊 574p <080/5/27> 資料番号 21425897  
\* 統治論 / 宮川透(訳)
- 📖 世界思想教養全集 6 イギリスの近代政治思想 / 桑原武夫(ほか編)  
河出書房新社 1964年刊 413p <080/6/6> 資料番号 10134849  
\* 統治論 / 浜林正夫(訳)
- 📖 世界大思想全集 哲学・文芸思想篇 第8巻 / 鈴木秀勇(訳)  
河出書房新社 1955年刊 382p <080/3/1-8> 資料番号 10134203  
\* 統治論 第2篇 / 鈴木秀勇(訳)

## ◆ 理解を深めるために 参考文献案内

- 📖 ジョン・ロックの政治社会論 / 岡村東洋光(著)  
ナカニシヤ出版 1998年刊 268p <311.23GG/197> 資料番号 21052030
- 📖 統治論(ポテンティア叢書) / ジョン・ロック(著) 伊藤宏之(訳)  
柏書房 1997年刊 367, 2p <311/299> 資料番号 20921623
- 📖 ロック(イギリス思想叢書) / 浜林正夫(著)  
研究社出版 1996年刊 260p <133.2FF/106> 資料番号 20896486
- 📖 イギリス重商主義の政治学 / 伊藤宏之(著)  
八朔社 1992年刊 310p <311.23AA/171> 資料番号 20515771
- 📖 ジョン・ロック / ジョン・ダン(著) 加藤節(訳)  
岩波書店 1987年刊 176, 6p <133.2W/19> 資料番号 12304051
- 📖 人類の知的遺産 36 ロック / 野田又夫(著)  
講談社 1985年刊 245, 7p <280.8K/13/36> 資料番号 10497410
- 📖 ジョン・ロックとその先駆者たち / 井上公正(著)  
御茶の水書房 1978年刊 347p <133.2J/9> 資料番号 10212066
- 📖 人間知性論 1~4(岩波文庫) / 大槻春彦(訳)  
岩波書店 1972~1977年刊 <イ133/ロ/1~4>